61年3月31日までの期間



手続きを行ってください。

ルにお電話を!

予約の上、

年金事務所にて

方は、今すぐねんきんダイヤ

まだお手続きされていな

いは平成29年10月) です 1日 (最も早い年金のお支払

制度の開始は平成29年8月

年金請求書の手続き漏れが ありませんか?

民年金

市民課 **2** (32)8895

栃木年金事務所

20282 (22) 4131

日本年金機構では、これまで 縮されることになりました。 が「25年」から「10年」に短 に必要な期間(受給資格期間 います。 に対象となる方に黄色の封筒 (A4サイズ)をお届けして 老齢基礎年金を受け取るの

封筒 が届いた方は を受け取れます。





「ねんきんダイヤル」 0570 - 05 - 1165(いい老後)

050で始まる電話でおかけになる場合はTel.03-6700-1165 月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30~19:00 火~金曜日/8:30~17:15 第2土曜日/9:30~16:00

◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)はご利用いただけません。

期間 (※)

○昭和36年4月1日から昭 未納となっている期間 の期間または60歳以上の期間 加入しなかった期間 む)であって国民年金に任 上に規定された各種学校を含 間制、通信制を除き、 保険者期間のうち、 ・平成3年3月までの学生(夜 第2号被保険者としての被 任意加入したが、 保険料が 20歳未満 ***** 年金法 ***** 和 意

この合算対象期間と保険料を

なすことができる期間です。 んが、受給資格期間としてみ

納付した期間、

免除、

猶予さ

び共済組合の加入者の配 であって国民年金に任意加入 しなかった期間 厚生年金保険、 ***** 船員保険及

合算対象期間

(カラ期間

について

合算対象期間(カラ期

(間)と

年金額には反映されませ

けた期間 和56年12 たは永住許可がされた方の取 に日本国籍を取得した方、 付済期間がある人に限る) 間に免除期間を含む保険料 65歳に達する日の前月までの は共済組合の退職一時金を受 脱退手当金を受けた期間また <u>*</u> 得・許可前の期間であって昭 65歳に達する日の前日まで 厚生年金保険・船員保 月までの在日 (昭和61年4月から ま

期間に限ります。 年金に任意加入しなかった期 ※期間は20歳以上 種学校を除く)であって国民 学生 ***** (夜間制、 通信制、 60歳未満

住していた期間のうち国民年

・日本人であって、

海外に居

金に任意加入していなかった

○昭和61年4

月 1

日以後の期

りです。

主な合算対象期間は次のとお

件を満たすことができます。

あれば老齢基礎年金の受給要

れた期間を合わせて10年以上

となる期間があります。 このほかにも合算対象期 間

りますので、ご相談ください。 に基づいて調査する必要があ 年金機構には記録が残されて いないため、ご本人の申し出 なお、合算対象期間は日